

社会福祉法人 善隣福祉会
特別養護老人ホーム 愛誠園
短期入所生活介護事業所
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(沖縄県指定 4770500041 号)

当事業所は利用者に対して短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。「要支援 1」「要支援 2」と認定された方や要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
5. 苦情の受付について	7
6. 事故発生時の対応	8
7. 緊急時の対応	8
重要事項説明書付文書	10

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 善隣福祉会
(2) 法人所在地 沖縄県宜野湾市伊佐 3 丁目 26 番地 8 号
(3) 電話番号 098-897-8231
(4) 代表者氏名 理事長 我如古正昭
(5) 設立年月 昭和 55 年 4 月 1 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成 12 年 3 月 12 日指定
沖縄県 4770500041 号
※当事業所は介護老人福祉施設愛誠園に併設されています。
(2) 事業所の目的 利用者の心身の機能維持並びに、介護者の身体的及び、精神的負担の軽減を図るため、利用者の必要に応じた日常生活（入浴、排泄、食事、その他の介護）の世話及び機能訓練を行う。
(3) 事業所の名称 短期入所生活介護事業所 愛誠園
(4) 事業所の所在地 沖縄県宜野湾市伊佐 3 丁目 26 番地 8 号
(5) 電話番号 098-897-8231
(6) 事業所長（管理者）氏名 我如古 雅志
(7) 当事業所の運営方針

当事業所は、利用者が要介護状態等となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう入浴、排泄、食事の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能維持、並びに利用者の家族の身体的、及び精神的負担の軽減を図る。

- (8) 開設年月 平成 12 年 4 月 1 日

- (9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～金 08：30～13：00＊14：00～17：30

- (10) 利用定員 10 人

(11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として、ショートステイ専用ルーム（ユニット）となっております。

居室・設備の種類	室 数	備 考
居 室（個室）	10室	1ユニット10名 洗面設備
居 室（個室）	110室	施設入居者が何らかの理由により空床となった居室をご利用いただく
食 堂（共同生活室）	12室	1ユニット1室
浴 室	6室	2ユニット1室 特殊浴槽
医務室	1室	
居 室 合 計	120室	全120名 全12ユニット

※上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

★ご相談に応じ、施設入居者の空床を短期入所生活介護利用者に利用していただく場合がございます。

☆ 居室の変更：ご契約者や利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者や利用者、ご家族等と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	員数	区分				指定基準
		常勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
施設長	1名	1名	0名	0名	0名	1名
生活相談員	2名	2名	0名	0名	0名	2名
介護職員	60名	60名	0名	0名	0名	60名
看護職員	5名	4名	1名	0名	0名	5名
機能訓練指導員	1名	0名	1名	0名	0名	1名
介護支援専門員	2名	2名	0名	0名	0名	2名
医師	1名	0名	0名	1名	0名	1名
管理栄養士	1名	1名	0名	0名	0名	1名
栄養士	1名	1名	0名	0名	0名	1名

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	毎週1回、 14:00～16:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早勤：07:30～16:30 12名 遅勤：10:00～19:00 12名 夜勤：18:00～08:00 8名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早勤：08:00～17:00 1名 遅勤：09:00～18:00 1名

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合があります。
 - (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

① 食事、おやつ

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・当事業所では、入所者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、できる限り自立して食事を摂ることができるよう支援します。

(基本食事時間)

朝食：08:00～09:00 昼食：12:00～13:00 おやつ 15:00 夕食：18:00～19:00

② 入浴

- ・当施設では、利用者の身体を清潔維持し、快適な生活を送るための入浴を行います。
(特殊浴槽設備あり)
- ・やむを得なく入浴のできない場合は清拭を行います。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

⑥ 送迎

- ・利用者の心身の状態、家族等の事情等から、送迎を行う。(片道につき184単位)

【送迎の実施地域】

- ・宜野湾市、北谷町、浦添市、沖縄市、那覇市、北中城村、中城村、西原町、嘉手納町、読谷村

＜サービス利用料金(1日あたり)＞

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）

本人の合計所得金額により利用者負担割合が異なります。負担割合については、保険者より交付されます「介護保険負担割合証」にて確認をお願いします。

1号 被保険者	本人の合計所得金額 220万円以上	【単身者】年金収入+その他の合計金額が 340 万以上 【2人以上の世帯】65歳以上の人の年金収入+その他の合計所得金額が 463 万円以上	3割
	本人の合計所得金額 160万円以上	【単身者】年金収入+その他の合計金額が 280 万円以上 340 万円未満 【2人以上の世帯】65歳以上の人の年金収入+その他の合計所得金額が 346 万以上 463 万未満	2割
	本人の合計所得金額 160万円未満	【単身者】年金収入+その他の合計金額が 160 万円以上 280 万未満 【2人以上の世帯】65歳以上の人の年金収入+その他の合計所得金額が 346 万未満	1割

居室（個室）利用料

	1. 介護保険料	2. 夜勤職員配置 加算（Ⅱ）	3. サービス提供体制 強化加算（Ⅱ）
要介護1	704	18	18
要介護2	772	18	18
要介護3	847	18	18
要介護4	918	18	18
要介護5	987	18	18
要支援1	529	0	18
要支援2	656	0	18
送迎加算	184		

（1単位：10円）

※別途、介護職員等処遇改善加算 14%が算定加算されます。

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆利用者に提供する食費（食材料費及び調理費）、滞在費（光熱水費）は別途いただきます。（下記（２）①②参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 食費（食材料費及び調理費）

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（１日当たり）のご負担となります。

食費	介護保険負担限度額認定証に記載されている額				通常 (第４段階)
	第１段階	第２段階	第３-１段階	第３-２段階	
	１日 300 円	１日 600 円	１日 1000 円	１日 1300 円	１日 1, 445 円

朝食：４１５円 昼食：５１５円 夕食：５１５円

※個人の希望により特別に用意する食事及び外食などにかかった費用は実費負担となりますので、上記の金額を超える場合があります。

② 滞在費（光熱水費）

施設設備を利用し滞在されるにあたり、光熱水費相当額又は個室代をご負担していただきます。但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された滞在費の金額（１日当たり）のご負担となります。

個室 (１日)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額				通常 (第４段階)
	第１段階	第２段階	第３-１段階	第３-２段階	
	880 円	880 円	1, 370 円	1, 370 円	2, 066 円

③ レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが、適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

尚、おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することができます。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用の月末の翌月に請求書を発送致しますのでご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加

○利用予定期間の前に、ご契約者や利用者の都合により短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して事業所の稼働状況により契約者や利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者や利用者に提示して協議します。

○利用者がサービスを利用している期間中でも利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。又、御意見受付票及び御意見箱を事務所窓口を設置しています。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕介護支援専門員 氏名 渡嘉敷 修 生活相談員 氏名 金城 康成

○受付時間

毎週月曜日～金曜日

08：30～17：30 （13：00～14：00 までは昼休み）

（２）苦情処理体制・手順

苦情処理台帳に記載→苦情処理方法の記載・管理者決裁→関係者との連携→改善について利用者へ確認→苦情処理の成果等台帳記載→職員への周知

（３）行政機関その他苦情受付機関

宜野湾市役所介護保険担当課	住所 宜野湾市野嵩１丁目１番１号 電話 098-893-4411（代表） 受付時間 ９時～１７時
沖縄県健康保険団体連合会	住所 那覇市西３丁目１４番１８号 電話 098-860-2026 受付時間 ９時～１７時
沖縄県福祉サービス運営適正化委員会	住所 那覇市首里石嶺町４丁目３７３番１号 電話 098-860-2866 受付時間 ９時～１７時

６．事故発生時の対応

- （１）当事業所は、利用者に対する短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行なうとともに必要な措置を行う。
- （２）当事業所は前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録する。
- （３）当事業所は利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこととする。

７．緊急時等の対応

当事業所は、現に短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師、又はあらかじめ短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じる。

短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

特別養護老人ホーム 愛誠園
短期入所生活介護事業所

説明者職名： 養護課 氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護サービスの提供開始に同意し、交付を受けました。

契約者住所

.....

氏 名 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上7階 塔屋1階

(2) 建物の延べ床面積 7, 121.99 m²

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
2名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員…利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
2名の生活相談員を配置しています。

看護職員…主に利用者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、
介助等も行います。
2名の看護職員を配置しています。

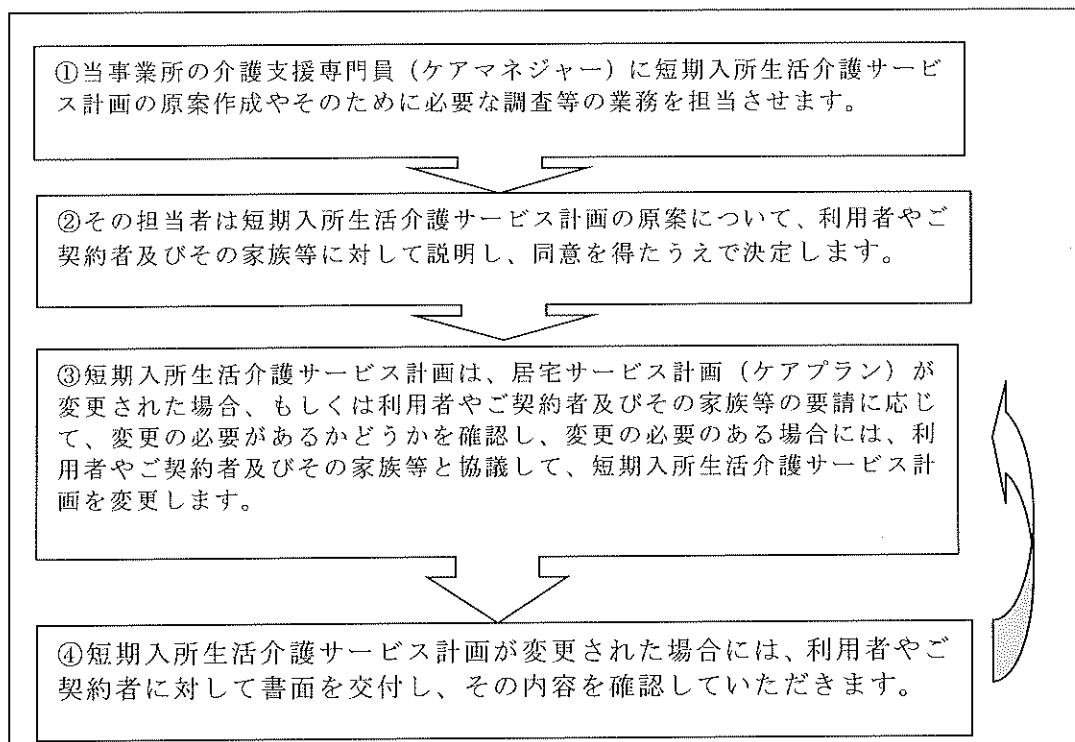
管理栄養士・栄養士…主に利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食
事の提供を行います。
1名の管理栄養士、1名の栄養士を配置しています。

介護支援専門員…利用者に係る短期入所生活介護サービス計画（ケアプラン）を作成いた
します。2名の介護支援専門員を配置しております。生活相談員が兼ねる
場合がございます。

医 師…利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
1名の医師を配置しています。

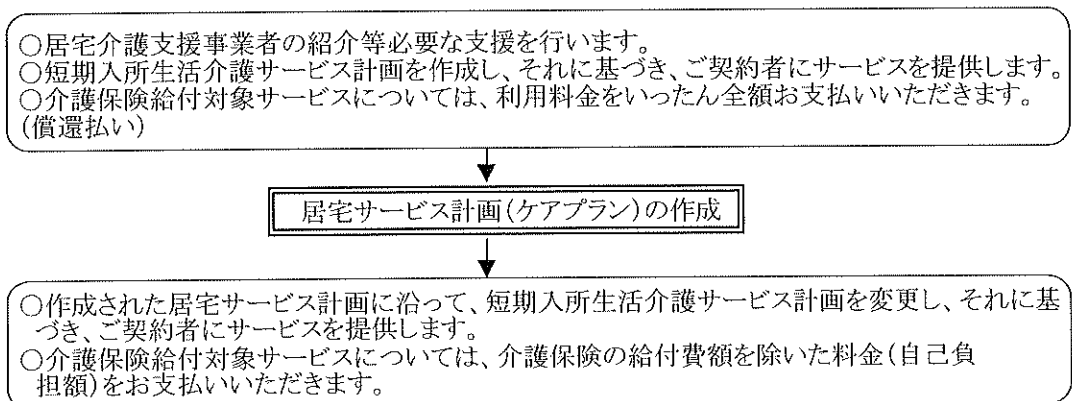
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) 利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、施設独自の「短期入所生活介護利用者調書」と「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合、その内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護サービス計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

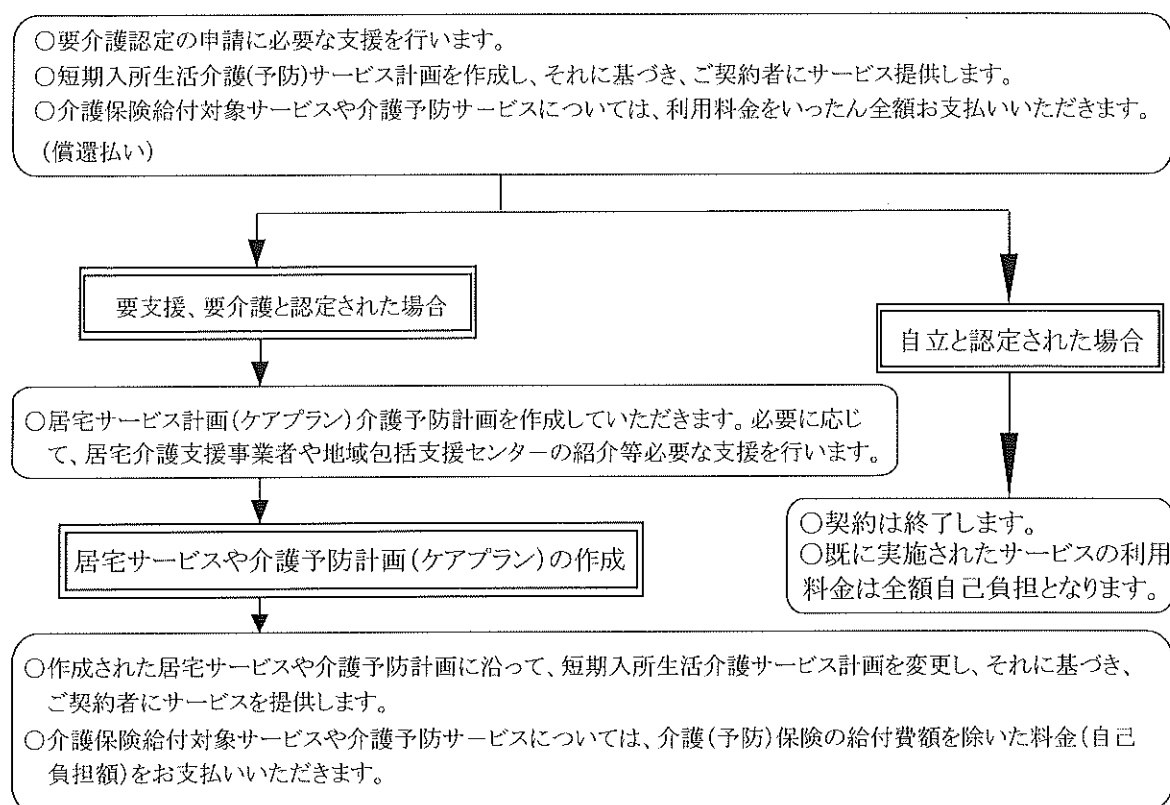


- (2) 利用者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①介護認定を受けている場合



②「要支援 1」「要支援 2」と認定された方や要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、利用者やご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者やご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者やご契約者、及びご家族から聴取、確認します。
- ③利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、利用者又は他の入所者や利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤利用者へのサービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者やご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

ペット、危険物等

(2) 施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の入所者や利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

事業所内及び敷地内の喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者やご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①-1 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 緑水会 宜野湾記念病院
所在地	宜野湾市宜野湾3丁目3番13号
診療科	内科・外科・整形外科・診療内科・リハビリテーション科

①-2 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 球陽会 海邦病院
所在地	宜野湾市真志喜2丁目23番5号
診療科	・内科・整形外科・人口透析内科・呼吸器内科・循環器内科・総合診療科・泌尿器科・消化器内科・耳鼻咽喉科・リウマチ科・放射線科・リハビリテーション科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	
所在地	
診療科	

6. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①利用者が死亡した場合②要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合④当事業所の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|--|

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合②利用者が入院された場合③利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者やご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑦他の入所者や利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|---|

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①利用者やご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入所者や利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

